

大阪市病児・病後児保育事業委託事業者選定会議開催要綱

（目的）

第1条 大阪市病児・病後児保育事業委託事業者の選定等を行うにあたり、「大阪市病児・病後児保育事業委託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催する。

（会議の委員）

第2条 選定会議の委員は次に掲げる者から、こども青少年局長が依頼する。

- （1）幼児保育、地域福祉、看護、子育て支援、小児医療、児童健全育成の分野に造詣が深い学識経験者
- （2）その他必要と認める者

（座長）

第3条 選定会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（任務）

第4条 選定会議は、次に掲げる事項を調査、審議する。

- （1）公募型企画提案方式（プロポーザル方式）にかかる選定基準に関する事
- （2）応募団体から提出された企画提案に関する書類内容に関する事
- （3）その他、運営・管理受託者選定に必要な事項

（庶務）

第5条 選定会議の庶務は、こども青少年局子育て支援部管理課（子育て支援グループ）において処理する。

（施行の細則）

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附則

この要綱は平成29年9月5日から施行する。